

立法批評

原子力法

私設法制意見局

ビキニの死の灰が降つてから、一年あまりになる。ビキニの灰は、被害補償の問題をひきおこし、原子力も、法律問題となるという一つの実例を示した。しかし、原子力が、法律問題となるのは、これにとどまらない。いな、原子力そのものが、法律の対象ともなるのである。

昨年の三月、国会で、二九年度予算案がとりあげられた際に、改進党修正により、原子力予算ともいべき「原子炉建築のための基礎研究及び調査費」二億三千五百万円、「ウラニウム探鉱費」千五百萬円、「原子力関係資料整備費」一千万円が計上された。そして、最近には、通産省工業技術院の調整部に「原子力課」が設けられ(昭三〇・四・一一)、原子炉予算などの実施を担当することとなった。また、運輸省では、原子力船舶建造の基礎的研究に着手するための計画が進められていると伝えられている(昭三〇・四・一一東京)。

このようにして、原子力は、すでに、予算面や行政面に顔を出してきた。ところで、原子力の管理についての法律は、まだ、具体化されていない。しかし、内外の情勢は、その立法化をうながしているようである。

そもそも、わが国で、原子力に関する法令が出来たのは、終戦直後であつた。といえよう。参議院予算委員会で、当時の緒方副総理は「原子力の平和

た。といつても、それは、いつまでもなく、連合国占領管理による原子力の研究や実験作業の全面的禁止に関するものであった。それは、「指令第三号」(昭二〇・九・二二)の第八項(4)によると、「兵器、航空機等の生産制限ニ関スル件」(昭二〇・一〇・一〇商文農運令二号)であった。これにより、ウラニウムからウラニウム三五の質量分離又は

その他の放射性不安定元素の質量分離をもたらすことを目的とする一切の研究や実験作業が禁止された。しかし、この省令は、講和条約の発効にともない失効した(昭二七・一〇・二四)。そして、この省令で禁止されていた兵器について

は、武器等製造法(昭二八法一四五号)、航空機については、航空機製造法(昭二七法二三三号)が、それぞれ定められた。が、原子力を関しては、何等の法的規制も行われず、現在では、法的空白状態にあるといえる。

ところで、昨年三月、ビキニの灰や、上述の原子炉予算に関連して、政府当局者によって、「原子力憲章」ということいわれるようになつた。原子力憲章などは、重要な研究問題である」と述べている(昭二九・三・二七朝日)。それから、約一ヶ年を経たが、法律の制定は、まだ具体化されていない。

アメリカのように秘密保護的立法ではなく、重要な研究問題である」と述べている(昭二九・三・二七朝日)。それから、約一ヶ年を経たが、法律の制定は、まだ具体化されていない。

ところで、最近一ヶ年間に、原子力の平和的利用は、次第に、大きくなりあげられてきた。昨年三月には、イギリスが増殖原子炉により五万キロ・ワットの

1955.5. 1

リスト

発電所を建設する計画を発表し、ついで、アメリカもまた、原子力発電5ヶ年計画を発表した。さらに、同年六月末には、ソ連が、五千キロ・ワット原子力発電所を運転開始したことを公表した。また、原子力船舶についても、アメリカでは、原子力潜水艦の進水について、原子弹委員会が諸会社に船舶推進用の原子力エンジンの研究や原子力船舶の設計を依頼し、ソ連やノルウェイでも原子力船舶の設計研究を進めていると伝えられる（昭三〇・四・一東京）。

わが国においてもまた、こうした事情のもとに、上述のような予算面や行政面での措置が進められるとともに、やがては、「原子力憲章」といわれるものが、定められることになるであろう。それは、どのような構想のものとなるかどううか。

× × ×

原子力が、もっぱら、平和的利用のみに関するものだとすれば、その法的規制も、比較的簡単である。それは、主として、公益事業的な立場、あるいは、公衆衛生上の見地から、一定の助成乃至取締の立法をすれば、それでよいと考えられる。ところが、今日では、原子力は、否応なしに、「防衛」とか「軍事」とかに関連する。この立場からすると、原子力の管理は、きわめて嚴重に行われねばならなくなる。原子力についての、この二

つの面は、その法的規制を、きわめて複雑化させることとなる。ひとり、わが国が、たゞえ、平和的利用のみを考えるは、ソ連が、五千キロ・ワット原子力発電所を運転開始したことなどを公表した。また、原子力船舶についても、アメリカでは、原子力潜水艦の進水について、原

子力委員会が諸会社に船舶推進用の原子力エンジンの研究や原子力船舶の設計を依頼し、ソ連やノルウェイでも原子力船舶の設計研究を進めていると伝えられる（昭三〇・四・一東京）。

わが国においてもまた、こうした事情のもとに、上述のような予算面や行政面での措置が進められるとともに、やがては、「原子力憲章」といわれるものが、定められることになるであろう。それは、どのような構想のものとなるかどううか。

この点について、われわれの最も関心をひくものは、アメリカの原子力法（Atomic Energy Act of 1954）である。それは、最初、一九四六年に定められ、その後若干の修正を経て、一九五四年八月に大改正が行われ現在に至っている。

* アメリカの新原子力法の法文については、電源開発株式会社調査資料「原子力特輯 No.2」（昭三〇・三）、が、原文と訳文をのせており、また日本学術会議「アメリカの新原子力法」（昭三〇・二）の訳文がある。その他 D.Cavers 「新しい米原子力法」（自然○巻三号、昭三〇・三）、「アメリカの新原子力法案の骨子」（原子力工業創刊号、昭三〇・四）。

このアメリカの新原子力法は、上記のような原子力の二面性を同時に規制している。それは、「原子力は、軍事的にも平和的にも利用できる」とし、一方では、目的を条件として、原子力の開発、使用及び管理は、一般の福祉に対して最大の貢献をなすという至上の立場から、一定の助成乃至取締の立法をすれば、それでよいと考えられる。ところが、今日では、原子力は、否応なしに、「防衛」とか「軍事」とかに関連する。この立場からすると、原子力の管理は、きわめて嚴重に行われねばならない。原子力についての、この二

つの面は、その法的規制を、きわめて複雑化させることとなる。ひとり、わが国が、たゞえ、平和的利用のみを考えるとしても、国際的な関係から、「防衛」とか「軍事」とか、からみ合ってくる場合には、平和的利用のみを考えた原子力法を定めることが、困難となるのではなかろうか。

× × ×

そして、このような性質をもつて、アメリカの原子力法が、国際協定の通路をとおして、他国に影響を与えるということが予想されるのである。アメリカの対外政策の近時の型は、国内法で定めた事項を、国際協定を通じて、他国にも及ぼす

といふやり方である。例えば、経済協力法（Economic Cooperation Act）とヨーロ

ッペ経済協力機構の諸国との経済協力協定、相互援助法（Mutual Defense Act）と諸国との相互援助協定（Mutual Assistance Agreement）と同様（Act for International Development）と諸国とのポイント・フォア協定（Point Four Program）などについての規定などについても、許可証により国内配給が行われることとなつた（同法第五条、六十三条）。さらに、国際活動（同一條）についても、諸外国との協力や、原子力国際ブルーについての規定がもう

現れられている。

そこで、わが国にとりて、まず、重要なことは、この国際活動についての規定であらう。おそらく、近い将来において、この規定にとづく、国際協力が、わが国にも呼びかけられるのではないかなどにみられる。そして、アメリカの原子力法も、また、やがては、このような型の例外ではありえないと考えられるの

である。この意味で、われわれの関心をひきおこすのである。

アメリカの旧原子力法は、軍事的考慮から、きわめて強度の国家独占（原子力委員会による独占）を定め、原子力情報

の嚴重な管理（発表の原則的禁止）を定めたものであった。ところで、新法では、一定の条件がみだされたことが必要とされてくる（一一三条）。その条件で、

注目されるのは、(1)協力の条件、期間、性質及びその範囲、(2)協力協定において定められた機密保全とその基準とが維持される旨の相手国による保証、(3)協定により譲渡されるいかなる物質も原子兵器またはその研究、開発その他の軍事目的に対し、使用されない旨の相手国による保証、(4)協力協定により定められた場合を除き、協力協定により譲渡されるいかなる物質又はいかなる機密資料も、許可されない者は相手国の管轄権外に譲渡されない旨の相手国による保証といふことである(同一二三條④)。したがって、わが国が、アメリカと原子力についての協定を結ぶということになれば、機密保全、軍事目的に使用しないこと、非許可者や第三國に譲渡されないことについて保証を与えるなければならないわけである。現在の憲法下において、軍事的に使用しないことについての保証ということは、まず、問題ないであろうが、機密保全についての保証は、原子力の平和的利用に主眼をおくわが国としては、かなり、やっかいなこととなるであろう。

わが国としては、今後、原子力の平和的利用をはかるには、特殊核分裂性物質や原料などの国際的配給をうけるとか、十分に進歩していると考えられるアメリカの原子力関係の資料の通報をうけることが必要となつてくるであろう。そして、アメリカの新原子力法では、一定の機密

資料についても、大統領が、原子力委員会に対して対外通報をみとめているが(同一四四条)，これをうけるには、以上のようないい保証を与えなければならない。そうだとすると、わが国としては、国内法により、機密保全や、第三國への譲渡禁止などについての厳重な規定を設ければならないこととなるであろう。アメリカの原子力法では、重要な事項についての違反に対しても、きわめて重い刑罰規定がもうけられており、とくに、合衆国に害をおよぼし、または外国に利益を与えるような場合には、刑罰の最高限は、死刑とされている場合が多い(同二二二条、二二四条、二二五条、二二六条)。この

ような厳罰が、国際協力協定の際に、わが国にも要求され、アメリカとわが国との国内法のレベルを同一水準に保とうとする方向にむかうであろうこともまた、想像することができる。

現在すでに、MSA協定に関連して、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」(昭二九法一六六号)が定められており、防衛秘密保護の規定があり、違反に対する处罚(最高は十年の懲役)が課せられることとなっているのは

SA協定に關連する防衛秘密保護のための刑罰規定が、このMSA協定の程度ですむかどうかが、わ

が国の国内法上の問題として生ずることとなり、両者の均衡調整ということとも問題となるである。あつとも、この場合、原子力資料の提供ということが、MSA協定のワク内で行われることも考えられないではない(アメリカの原子力法一四四条④は、「国際協力」は同法にもとづく協力協定のほか、「既存の協定」にあっても行われるとしている)。が、そぞだとしても、やはり、原子力機密資料の重要性から、現在のわが国の上記の秘密保護法の程度で、はたして、上述のような「保証」ができると了解されるかどうか、かも疑問とならざるをえないであろう。

わが国の「原子力憲章」なるものが、まず、平和的利用を主眼としたものとなるべきことは、いうまでもない。その場合は、上述のように、公益的事業あるいは、公衆衛生上の立場から、助成乃至

機密資料の解除(同一四二条)の措置も考慮されているのである。こうした方向が、国際的にも、今後、一層助長され、原子力の平和的利用への方向が強化されることのがぞましい。そして、わが国

原子力法は、二つの原爆の洗礼をうけ、一つの水爆の被害をうけた国の原子力法として、平和的利用に貫いたものとして生れいざることを切望せざるをえない

追記——本稿執筆後、アメリカから原子炉用濃縮ウラニウム配分の申入周知の通りである。ところで、原子力関係の国際協定が結ばれた場合に、その機密資料保護のための刑罰規定が、このMSA協定に關連する防衛秘密保護のため

いすれにしても、わが国としては、研究者の研究・発表の自由、企業者の平和的利用の自由が、最大限に確保され、原子力の平和的利用が促進されることが必要であり、それらの自由が、不當に圧迫されることのないように、十分な注意と監督とを、おこだらないようにしておくこと必要である。とくに、研究の自由は、できるかぎり守らねばならない。アメリカの新原子力法では、核分裂性物質を使用するすべての研究等には許可が必要とされ(同五二条、五三条)、機密資料の保全がはかられている(同一四五条)が、他方では、研究の助成(同三一条)、

いすれにしても、わが国としては、研究者の研究・発表の自由、企業者の平和的利用の自由が、最大限に確保され、原子力の平和的利用が促進されすることが必要であり、それらの自由が、不當に圧迫されることのないように、十分な注意と監督とを、おこだらないようにしておくこと必要である。とくに、研究の自由は、できるかぎり守らねばならない。アメリカの新原子力法では、核分裂性物質を使用するすべての研究等には許可が必要とされ(同五二条、五三条)、機密資料の保全がはかられている(同一四五条)が、他方では、研究の助成(同三一条)、機密資料の解除(同一四二条)の措置も考慮されているのである。こうした方向が、国際的にも、今後、一層助長され、原子力の平和的利用への方向が強化されることのがぞましい。そして、わが国

原子力法は、二つの原爆の洗礼をうけ、一つの水爆の被害をうけた国の原子力法として、平和的利用に貫いたものとして生れいざることを切望せざるをえない

のである。

ついでしまえば、すつきりするかも知れない。しかし、それも相手のあることであるから、何ともいえない。